

調剤報酬点数表（令和7年10月1日施行）

第1節 調剤技術料

項目	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料1 分割調剤（長期保存の困難性等） 〃（後発医薬品の試用）	処方箋受付1回につき 1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降） 1分割調剤につき（1処方箋の2回目のみ）	注)異なる保険医療機関の複数処方箋の同時受付、1枚目以外は▲20%で算定 5点 5点
連携強化加算	災害・新興感染症発生時等の対応体制	5点
後発医薬品調剤体制加算1、2、3	後発医薬品の調剤数量が80%以上、85%以上、90%以上	加算1：21点、2：28点、3：30点
医療DX推進体制整備加算1	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 60%以上、マイナポ相談ほか、月1回まで	10点
医療DX推進体制整備加算2	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 40%以上、マイナポ相談ほか、月1回まで	8点
医療DX推進体制整備加算3	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 25%以上 ほか、月1回まで	6点
薬剤調製料 内服薬	1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬		21点
注射薬		26点
外用薬	1調剤につき、3調剤分まで	10点
内服用滴剤	1調剤につき	10点
麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）	1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8点
自家製剤加算（内服薬） 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 液剤	1調剤につき 錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	7日分につき 20点 45点
自家製剤加算（屯服薬） 錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤 液剤	1調剤につき	90点 45点
自家製剤加算（外用薬） 錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パッピ剤、リメント剤、坐剤 点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤 液剤	1調剤につき	90点 75点 45点
計量混合調剤加算 液剤 散剤、顆粒剤 軟・硬膏剤	1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬	35点 45点 80点
時間外等加算（時間外、休日、深夜）	基礎額 = 調剤基本料（加算含） + 薬剤調製料 + 無菌製剤処理加算 + 調剤管理料	基礎額の100%（時間外）、 140%（休日）、200%（深夜）
夜間・休日等加算	処方箋受付1回につき	40点

第2節 薬学管理料

項目	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料		
① 内服薬あり	処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理 内服薬 1剤につき、3剤分まで	7日分以下 4点、8~14日分 28点 15~28日分 50点、29日分以上 60点
② ①以外		4点
重複投薬・相互作用等防止加算	処方変更あり	残薬調整以外 40点、残薬調整 20点
調剤管理加算	複数医療機関から合計6種類以上の内服薬が処方されている患者	初来局時 3点 2回目以降（処方変更・追加） 3点
医療情報取得加算	オンライン資格確認体制、1年に1回まで	1点
服薬管理指導料		
① 通常（②・③以外）	処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導 3カ月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）またはそれ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
② 介護老人福祉施設等入所者	ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで	45点
③ 情報通信機器を使用（オンライン）	3カ月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）またはそれ以外	再調剤 45点、それ以外 59点
麻薬管理指導加算		22点
特定薬剤管理指導加算 1	厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算 2	抗悪性腫瘍剤の注射＆悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算 3	イ) 医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで ロ) 選定療養（長期収載品の選択）等の説明、対象薬の最初の処方時1回	5点
乳幼児服薬指導加算	6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算	医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算	喘息または慢性閉塞性肺疾患の患者、3月に1回まで	30点
服薬管理指導料（特例）	3カ月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可	13点
外来服薬支援料 1	月1回まで	185点
外来服薬支援料 2	一包化支援、内服薬のみ	34点／7日分、43日分以上 240点
施設連携加算	入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	50点
服用薬剤調整支援料 1	内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援料 2	内服薬6種類以上→処方医への重複投薬等の解消提案、3月に1回まで 重複投薬等の解消の実績ありまたはそれ以外	実績あり 110点、それ以外 90点
服薬情報等提供料 1	保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで	30点
服薬情報等提供料 2	薬剤師が必要性ありと判断、文書による情報提供、月1回まで イ) 保険医療機関、ロ) リフィル処方箋の調剤後、ハ) 介護支援専門員	20点
服薬情報等提供料 3	保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点

第3節 薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合）	薬剤調製料の所定単位につき	1点
"（所定単位につき15円を超える場合）	"	10円又はその端数を増すごとに1点

第4節 特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数